

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

- 当社が有する先進的な解体技術や分別ノウハウを協力会社と共有し、共同で新たな技術開発（例：特定有害物質の安全な除去技術、リサイクル率向上に資する解体手法）や施工方法の改善に取り組み、サプライチェーン全体の技術力向上と競争力強化を図ります。
- 地域の同業他社や建設業者、リサイクル専門業者等との連携を強化し、大規模災害発生時における重機・人員の相互融通や、廃棄物の一時保管場所の共同確保など、地域全体の事業継続力向上に貢献します。

c. 専門人材マッチング

- 解体業界における深刻な課題である技能者不足や高齢化に対応するため、協力会社における若手技能者の採用・育成（OJT指導方法の共有、資格取得支援制度の紹介等）や、熟練技能者から若手への円滑な技能継承（記録化支援、指導者育成）をサポートします。
- 労働災害防止のため、当社が実施している安全衛生教育プログラム（危険予知活動、事故事例共有等）への協力会社の参加を促し、サプライチェーン全体での安全意識の向上と無災害現場の実現を目指します。専門性の高い資格（例：アスベスト診断士、特定化学物質等作業主任者）を持つ人材の情報を共有し、必要に応じて相互支援できる体制を構築します。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

- 解体工事に伴うCO<sub>2</sub>排出量削減のため、低燃費型・電動式の建設機械の導入を協力会社と共に推進し、アイドリングストップの徹底や運搬車両の適正配車など、現場レベルでの具体的な省エネ活動を推奨・支援します。
- 建設リサイクル法を遵守し、分別解体の徹底と再資源化率の向上をサプライチェーン全体で目指します。協力会社に対し、分別精度の向上や新たなリサイクルルートの情報提供、廃材の適正処理に関する教育機会を提供します。

- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
  - 協力会社を含めたサプライチェーン全体での安全衛生水準の向上を目指し、当社の安全パトロールに協力会社の担当者が同行する機会を設けたり、ヒヤリハット事例の共有会や合同での安全衛生研修会を定期的に開催します。
  - 熱中症予防対策やメンタルヘルスケアに関する情報提供、協力会社の従業員の健康増進を支援します。
  - 週休二日制の実現や長時間労働の是正に向けた具体的な取り組み（例：適切な工期設定、業務の平準化、多能工化による応援体制の構築）について、協力会社と共に知恵を出し合い、業界全体の働き方改革を推進します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

2025年6月12日

株式会社 翔瑛 代表取締役 北澤 大智  
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。